

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
4月26日  
(金曜日)

## 目次

告示	六
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
肉用子牛生産安定等特別措置法第六条第一項の規定による指定協会の指定(畜産振興課)	一
保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
公告	二
平成二十五年消防設備士講習の実施(防災危機管理課)	二
行政書士法第四条の四第二項の規定による届出(市町課)	三
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)	三
調理師試験の実施(生活衛生課)	四
山口県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出(農業振興課)	五
山口県緑化推進委員会の名称の変更の届出(森林企画課)	五
公共測量の実施(監理課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
雑報	六
県報の正誤(平成二十五年四月九日山口県告示第五百五十三号)	六

### 山口県告示第百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療



機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

医療機関名	所在地	廃止年月日
掖済会宇部港町クリニック	宇部市港町一丁目二番八号	平成二五、二、二八
フタミ薬局	防府市大字大崎四六〇の一	平成二四、九、三〇
いくも薬局今市店	今市町一七番四一号	平成二五、二、二八
栄久薬局	周南市原宿町四番二五号	" "

指定訪問看護事業者等  
主たる事務所の所在地  
訪問看護ステーション等  
所在地  
廃止年月日

山口県告示第百八十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)第六条第一項の規定により、次のとおり指定協会の指定をした。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
公益社団法人山口県畜産振興協会	山口県知事 山本 繁太郎	平成二五、四、一

### 山口県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

解除に係る保安林の所在場所

長門市深川湯本字三谷二二の一(一九)次の図に示す部分に限る。  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 解除の理由  
 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観  
 光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 一般国道

路線名 四三四号

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市錦町宇佐郷字糸ら敷一八〇の一地先から 同市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先まで	旧	最狭 四・四〇	二、二一九・〇	
岩国市錦町宇佐郷字糸ら敷一八〇の一地先から 同市錦町宇佐郷字本ウツ一七〇の一地先まで	新	最狭 四・六〇	二六六・〇	
岩国市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先から 同市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先まで	新	最狭 四・〇〇	一、七三六・八	ダブルウェイ
岩国市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先から 同市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先まで	新	最狭 四・二〇	二二二・〇	

山口県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	岩国市錦町宇佐郷字糸ら敷一八〇の一地先から 同市錦町宇佐郷字高鉢山一四六〇の一地先まで	平成二十五年四月 二十六日



(二三) 平成二十五年消防設備士講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、平成二十五年消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 受講対象者  
次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者
  - (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
  - (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
  - (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類
- 二 講習の日時及び場所
  - (一) 消火設備
 

日	時	場	所
平成二五、九、一二	午前九時三十分から 午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号 山口県婦人教育文化会館	

〃 〃 一三 〃  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興  
センター

(二) 警報設備  
日 平成二五、一〇、二 午前九時三十分から  
午後五時まで  
下関市消防訓練センター  
所

〃 〃 三 〃  
山口市湯田温泉五丁目一番一号  
山口県婦人教育文化会館  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興  
センター

(三) 避難設備・消火器  
日 平成二五、一〇、一六 午前九時三十分から  
午後五時まで  
宇部市大字川上七四  
山口宇部農業協同組合  
所

〃 〃 一七 〃  
山口市湯田温泉五丁目一番一号  
山口県婦人教育文化会館  
周南市鼓海二丁目一八の二四  
公益財団法人周南地域地場産業振興  
センター

三 講習の科目  
(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項  
(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項  
(三) 効果測定  
四 講習の一部免除  
一 の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けよとする者は、三の  
(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先  
平成二十五年七月十六日(火曜日)から同年八月十三日(火曜日)までの間に、山  
口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備  
協会に提出すること。

六 提出書類  
(一) 受講申請書  
(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し  
た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料  
講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること

と。この収入証紙には、消印をしないこと。  
八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本  
部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三―二三  
六〇)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三―七七七八)にす  
ること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手  
を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二四) 行政書士法第四条の四第二項の規定による届出

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の四第二項の規定により、財団法人行  
政書士試験研究センターから次のとおり変更の届出がありました。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

名 称	変 更 事 項		変 更 内 容
	変 更 後	変 更 前	
一般財団法人行政書士試験研究センター	財団法人行政書士試験研究センター		

(二五) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)以下「法」という。(第四条第一項の  
規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十五年八月二十四日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 衛生法規
  - (二) 公衆衛生学
  - (三) 食品学
  - (四) 食品衛生学
  - (五) 栄養学
  - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格  
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十五年五月十三日(月曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(郵送の場合  
は、五月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
(一) 県内に居住する者  
住所地を所管する保健所  
(二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)  
山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 履歴書  
(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
- (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書  
受験手数料  
九千四百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二六) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 試験の日時  
平成二十五年八月二十四日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六一番地  
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目  
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。  
(一) 食文化概論  
(二) 衛生法規  
(三) 公衆衛生学  
(四) 栄養学  
(五) 食品学  
(六) 食品衛生学  
(七) 調理理論
- 四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に對して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものである。

五 受験願書の受付期間

平成二十五年五月十三日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（郵送の場合）は、五月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者  
住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）  
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

(四) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二七) 山口県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第五条第三項の規定により、次のとおり山口県青年農業者等育成センターの名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年四月二十六日

一 名称

財団法人やまぐち農林振興公社

二 変更の内容

名称を公益財団法人やまぐち農林振興公社とする。

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

山口県知事 山本 繁太郎

(二二八) 山口県緑化推進委員会の名称の変更の届出

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第三項の規定により、山口県緑化推進委員会から次のとおり名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十五年四月二十六日

一 名称

変 更 後

公益財団法人やまぐち農林振興公社

変 更 前

財団法人やまぐち農林振興公社

山口県知事 山本 繁太郎

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

(二二九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十五年四月十五日から同年七月三十一日まで

(二三〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年四月二十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字西高泊字出口

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市日の出二丁目八番一五号

合同会社住宅サポート



正 誤

平成二十五年四月九日山口県告示第百五十三号(保安林指定施業要件の変更(山口市))

一	ページ	段	行	誤	正
	下	左から	一	山口市経済産業部林業振興課	山口市経済産業部農林政策課

平成二十五年四月二十六日印刷  
平成二十五年四月二十六日発行

発行人所

山口県知事